３．道路　[1]歩道等（歩道・自転車歩行者道）

整備の基本的考え方

障害者や高齢者を含む歩行者の安全性を確保するため、歩道と車道は可能な限り分離して自由に移動できる歩行空間を連続的に確保する。また、歩道の幅員や構造は安心して通行できるものとする。

整備基準

歩道等を設ける場合においては、当該歩道等は、次に定める構造とすること。

イ　幅は、歩道にあっては２ｍ以上、自転車歩行者道にあっては３ｍ以上とすること。

ロ　路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとすること。

ハ　排水溝を設ける場合においては、車いす使用者の通行に支障のない構造の溝ぶたを設けること。

ニ　横断歩道及び歩道等の巻込部における歩道等と車道とのすりつけ部は、高齢者、障害者等の通行に支障のない構造とすること。

ホ　周辺の生活関連施設の設置状況に応じて、視覚障害者を誘導するための「誘導用ブロック」及び視覚障害者の注意を喚起するための「注意喚起用ブロック」を敷設すること。

ヘ　周辺の生活関連施設の設置状況及び利用状況に応じて、積雪時の円滑な利用を確保するための融雪装置を設けること。

さらに望ましい基準

・横断歩道付近で歩行者の滞留が見込まれる場合等は、必要に応じ、歩行者の滞留のための場所を設けること。

参考解説図

■歩道の有効幅員

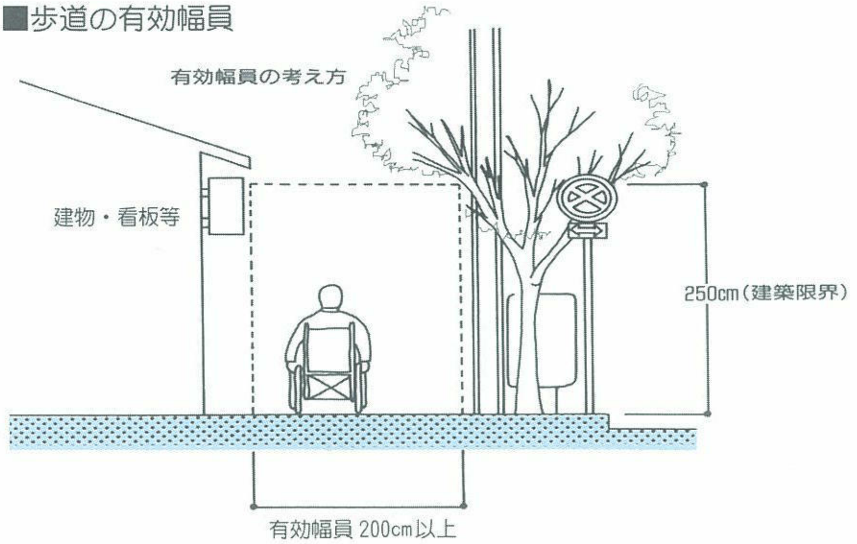

■安全な溝ぶたの例

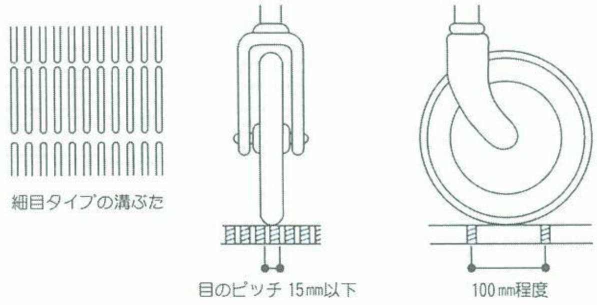

■誘導用ブロック・注意喚起用ブロックの例

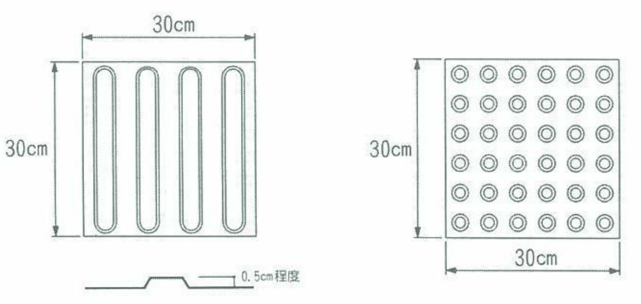

誘導用ブロック　注意喚起用ブロック

■ PRシートの敷設

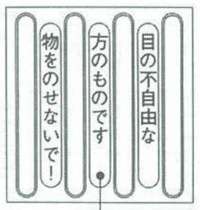

PRシート（ブロック）

○解説
※２ｍ以上：車いす同士がすれ違いやすい幅。
※３ｍ以上：車いす２台と自転車１台がすれ違える幅
※通行に支障のない構造の溝ぶた：車いすの車輪や杖の先が落ち込まない構造の溝ぶた(参考解説図参照)
※誘導用ブロック：周囲の路面材の色と明度の差の大きい色のブロックその他の周囲の路面材と識別しやすいブロックで表面に線状の突起のあるものに限る。色は、原則として黄色とする。(参考解説図参照)
※注意喚起用ブロック：周囲の路面材の色と明度の差の大きい色のブロックその他の周囲の路面材と識別しやすいブロックで表面に点状の突起のあるものに限る。色は、原則として黄色とする。(参考解説図参照)

○配慮事項
・誘導用ブロック上への商品や自転車のせり出しを防ぐためＰＲシートなどの敷設を行なうこと。(参考解説図参照)
・車両乗り入れ部においても車いす等の安全な通行ができるように連続性を確保すること。

参考解説図

■横断歩道箇所等における車道とのすりつけ部

○歩道等の巻込み部における構造

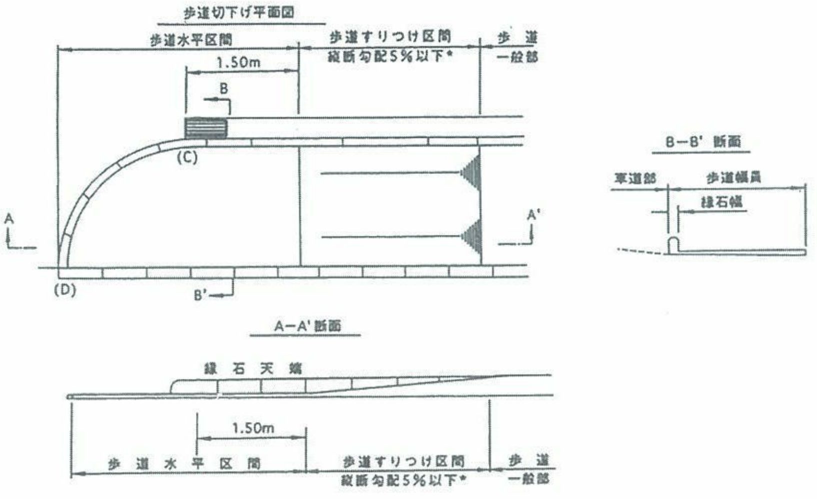

○横断歩道箇所における構造

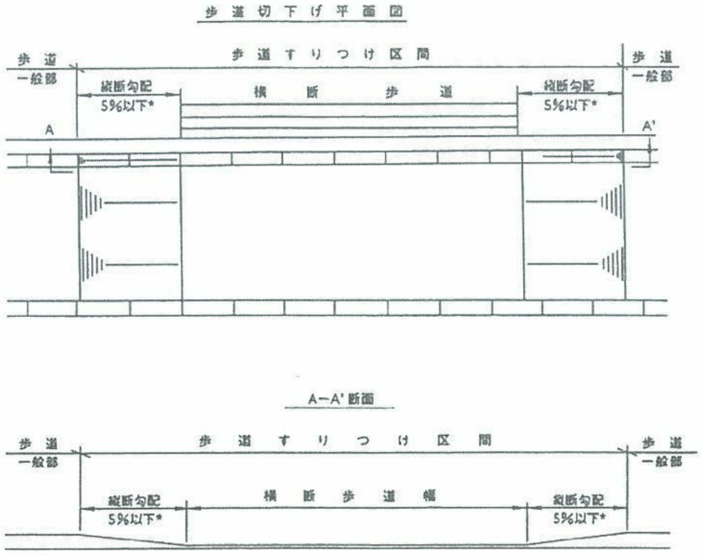

■車両乗入れ部
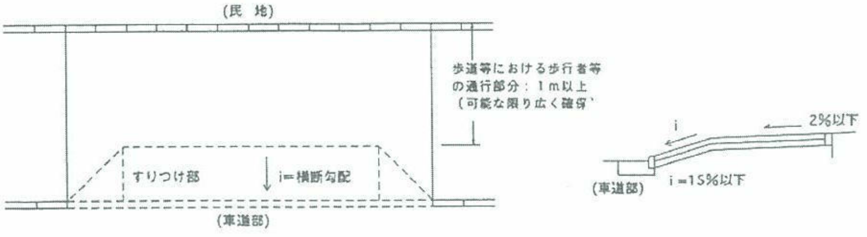
○歩道等内においてすりつけを行なう構造